

尾張旭市固定資産評価審査委員会会議録

(平成25年度第1回)

1 日時

平成25年6月11日(火) 午前9時30分～10時00分

2 場所

尾張旭市役所 202会議室

3 出席委員

委員長 房 崎 昭 義

委員 米 谷 雅 弘

委員 尾 関 健 二 (欠席委員 なし)

4 その他出席者

書記(行政課長) 木 上 恒 夫

書記(行政課係長) 谷 口 洋 祐

書記(行政課主事) 箕 浦 健 太

評価庁職員(総務部長) 森 修

評価庁職員(税務課長) 太 田 浩

評価庁職員(税務課長補佐) 安 藤 雅 紀

評価庁職員(税務課係長) 山 本 智 子

<内容>

1 議題

(1) 平成25年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果等について

(2) 平成25年度審査申出状況について

(3) 委員長の選任について

(4) 委員長職務代理者の指定について

2 その他

(1) 平成25年度固定資産評価審査委員会運営研修会

開会 午前9時30分

○書記（木上） 定刻となりましたので、ただ今から平成25年度第1回尾張旭市固定資産評価審査委員会を開会させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

開会にあたりまして、固定資産評価員でもあります総務部長から御挨拶を申し上げます。

○総務部長（森） それでは改めまして皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

私は紹介ありましたように、総務部長の森でございます。よろしくお願いいたします。

4月から谷口紀樹委員の任期満了に伴いまして、新委員として尾関健二委員が就任されました。尾関委員は市のOBで、私の前任者です。よろしくお願いいたします。

さて、本日は、委員長の任期が1年とされておりますので、その選任、また、新委員長の職務代理者の指定が予定されております。また、固定資産評価審査委員会と言えば、審査申出ということがございますが、今年度は評価替えの翌年度ということ、審査申出がなしということになっております。昨年は、6年間なかった審査申出が2件出されまして、不慣れな職員で、委員には御迷惑をお掛けしましたが、審査は無事に終了し、大事に至らずに済みました。その折に、委員会からいただきました意見を尊重し、職員が窓口で、「不服があれば、審査申出してください。」というようなことではなしに、市民の気持ちに立って、対応するよう心がけるようにしております。

固定資産税の主な動きとしましては、旭前城前特定土地区画整理地内の仮換地課税を、平成26年度から実施してまいります。5月に広報で周知したところでございます。この件で、審査申出が出されるかどうかわかりませんが、課税のスタンスは、あくまで、適正、公平が基本でございますので、各委員におかれましては、よろしく御協力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○書記（木上） それでは、部長は他の公務のため、退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（総務部長退席）

○書記（木上） 議題に入ります前に、委員の選任の御報告と、本日の会議の進め方につ

いて説明をさせていただきます。

先ほど部長から御挨拶でもありましたように、谷口紀樹委員に代わって、尾関健二委員が、平成25年3月の市議会の同意を得て、選任されましたので御報告申し上げます。尾関委員から一言、御挨拶をお願いします。

○尾関委員 改めましておはようございます。今、御紹介いただきましたように、谷口委員の後任と言うことで、私も3年前までは総務部長で森部長の前任者として違った立場でございましたが、改めて固定資産評価審査委員会委員と言う職をいただきまして、緊張しております。よろしくお願いします。

○書記（木上） ありがとうございます。尾関委員の任期につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございますので、よろしくお願いいたします。

申し遅れましたが、私は行政課長の木上でございます。前年は税務課長ということで、昨年はお世話になっております。平成25年度の人事異動に伴いまして、新たに担当となりましたので、よろしくお願いいたします。また、同様に、箕浦主事が、新たに担当となりました。不慣れな部分もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、この委員会の会議公開の考え方について、説明させていただきます。本市では、附属機関等の会議は原則公開としておりますが、本日の固定資産評価審査委員会は、審査申出の状況など、議題の中で個人情報を取り扱う関係から、本日の会議につきましては非公開とさせていただきます。また、後日作成する会議録につきましても、個人情報の部分は削除し、公開させていただくこととなりますので、よろしくお願いします。

なお、補足ですが、委員会を開催する場合において、個人情報が明らかにないという議題や、地方税法第433条第6項の規定による、「公開による口頭審理を行う場合」につきましては、会議を公開することとなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題の説明のため、税務課の担当職員に入室してもらいますので、暫時休憩としてよろしいでしょうか。

再開後の進行は房崎委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(税務課職員入室)

○房崎委員長 それでは議題に入ります。議題の「(1)平成25年度土地価格等縦覧帳簿及

び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果等について」御説明をお願いします。

○税務課長（太田） おはようございます。税務課長の太田でございます。

初めに、税務課職員の紹介をさせていただきます。隣におりますのが、課長補佐兼土地係長の安藤でございます。その隣が、家屋償却係長の山本でございます。どうぞよろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

「平成25年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果について」、でございますが、昨年度、平成24年度が評価替えの基準年度でございました。

まず、家屋につきましては、新築、増築を除きますと、新たな評価は行っておりません。

土地につきましては、平成25年度・26年度において、さらに地価の下落傾向がみられる場合には、価格の修正措置を行うことができるとされており、平成25年度は、平均で約0.1パーセントの下落となっております。

次に、縦覧制度につきまして説明をさせていただきます。

納税者が所有する土地・家屋の価格と、市内にある他の土地・家屋の価格を比較して、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿をご覧いただける制度でございます。

縦覧の期間は、毎年4月1日から20日まで、又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日までとされておりまして、今年は第1期の納期限の5月6日が休日のため、5月7日まで縦覧を行いました。

それでは、「資料1 平成25年度縦覧者数等一覧表」を御覧ください。

表の左上、縦覧帳簿につきましては、土地と家屋の縦覧帳簿を納税者の縦覧に供した件数と、縦覧者の実人数を日付ごとに集計したものです。この欄の一番下の方の平成25年度を御覧ください。平成25年度の件数につきましては、土地が16件、家屋が12件で、合計28件ですが、縦覧者は実数では18名となっております。前年と比較しまして、実数では9名、33%の減となっております。

続きまして、縦覧帳簿の右の欄、課税台帳の閲覧の欄を御覧ください。

土地、家屋、償却資産につきましては、課税台帳の閲覧件数を日付ごとに集計したものでございます。先ほどと同様に、下の方の平成25年度をご覧ください。件数としましては、土地が228件、家屋が162件、償却資産が9件、合計399件となっております。前年と比較しまして、合計の件数では57件、12%の減となっております。

閲覧者数は、延べ件数で47件、14%の減、実人数では20名、13%の減となっております。

本年度は、評価替え後の第2年度ということで、大きな価格の変動もなかったことから、件数が減少したものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○房崎委員長 説明が終わりました。何か質問等はございますか。

よろしいでしょうか。次に議題の「(2)平成25年度審査申出状況について」、事務局から説明をお願いします。

○書記(谷口) それでは、資料2を御覧ください。審査申出できる期間は、課税台帳に価格等の登録をした旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まででございます。公示の日は、平成25年3月29日でございます。納税通知書の発送日は4月1日ですから、通常であれば遅くとも4月6日頃までには郵便が到達しているものと思われまます。そうしますと、4月6日の翌日から起算しまして60日目の6月5日水曜日までが審査申出期間となります。

本日現在で、審査申出書は提出されておられませんので、本年度の審査申出は無いものと思われまます。

なお、この資料の例外といたしまして、納税通知書の送達ができなかった4件につきまして、4月19日金曜日に公示送達を行いました。この4件については、地方税法の規定によりまして、4月26日金曜日が納税通知書の到達日とみなされますので、この4月26日から60日を経過しました、6月25日の火曜日が審査申出期間満了日となります。この4件について、今後審査申出があった場合には、改めて審査会を開く必要がございますので、念のために補足説明させていただきました。

次に資料3を御覧ください。昭和50年以後の各年度の審査申出状況でございます。最近では、平成17年度に1件の申立てがあつて以降、申し立てが無い状況が続いておりますが、評価替えの年である昨年度、土地についての審査申出が2件出されました。これらの2件については、いずれも棄却の決定をしております。資料2と3の説明は以上でございます。

○房崎委員長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆さん、何か質問等はございますか。

質問もないようですので、次第の「(3)委員長の選任について」の議題に移ります。

(税務課職員退出)

○房崎委員長 それでは、次に次第の「(3)委員長の選任について」の議題に入ります。事務局から説明をお願いします。

○書記(木上) 委員長につきましては、昨年の6月15日から、房崎委員長に務めていただいておりますが、今年の6月14日をもって、委員長の任期が満了となります。本日の委員会では、本年6月15日から、来年6月14日までを任期とする、次期委員長を決めていただくものでございます。資料4を御覧ください。下段の枠内にありますように、尾張旭市固定資産評価審査委員会規程第2条の規定により、委員長は委員の互選で定めることとなっており、審査に当っては、審査長を務めていただくこととなります。また、任期は1年となっています。説明は以上でございます。

○房崎委員長 ただいま、事務局から、委員長は委員の互選で定める旨の説明がございました。事務局に確認ですが、その他委員長の定め方についての考え方や取決めなどはございますか。

○書記(行政課長) 取決めということではございませんが、近年につきましては、任期1年ごとに委員長は交代しており、任命順ということで、前年度の職務代理者を務めていただいた方に、委員長に就任していただくことが慣例となっております。

○房崎委員長 承知しました。現在、米谷委員に委員長の職務代理者を務めていただいておりますので、これまでの慣例によりますと、米谷委員にお願いすることとなりますが、米谷委員、いかがでしょうか。

○米谷委員 はい、私のようなものでよろしければ務めさせていただきます。

○房崎委員長 尾関委員はいかがですか。

○尾関委員 異議ございません。

○房崎委員長 それでは、6月15日から米谷委員に委員長を務めていただきます。なお、委員長の任期は、平成26年6月14日までの1年間です。

次に、議題の「(4)委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○書記(木上) 資料4を御覧ください。職務代理者につきましては、尾張旭市固定資産評価審査委員会規程第2条第4項にありますように、委員長があらかじめ指定することになっております。次期委員長であります、米谷委員から御指名していただくこととなります。なお、過去の慣例では、職務代理者も任命順に指定されており、任期につきましては、委員長と同じく来年の6月14日までとなります。説明は以上でございます。

○房崎委員長 それでは、次期委員長であります米谷委員から、指名をお願いします。

○米谷委員 それでは、職務代理者は、尾関委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○尾関委員 はい、分かりました。よろしく申し上げます。

○房崎委員長 それでは、全ての議事が終了いたしましたので、次第の2「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○書記(谷口) 次第のその他を御覧ください。平成25年度の固定資産評価審査委員会運営研修が、8月22日(木)に、名古屋市の「ウイंकあいち」にて開催されます。先日、委員の皆様の御都合をお伺いしましたところ、委員3名とも出席できるとのお答えをいただいておりますので、御都合がございましたら、皆様に出席をいただきたいと思います。

が、皆様いかがでしょうか。

(委員3名 出席可能)

○書記(谷口) それでは、今年は3名全員に御参加をいただきまして、事務局からも、1名ないし2名随行させていただきますのでよろしく申し上げます。この件についての説明は以上です。

○房崎委員長 他には何かございますか。

それでは、本日の日程が全て終了しましたので、以上で委員会を閉会します。

閉会 午前10時00分